

下請取引対策の視点からみた 支援機関に期待する役割

平成29年4月13日

中小企業庁

1. 下請取引対策の現状

- 下請取引対策は、大きく分けて「取引適正化」と「振興」に分類される。

下請代金法の執行

- ・下請代金法は、①取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）と②資本金の規模によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定
- ・毎年度、親事業者、下請事業者に対する大規模な書面調査と、これらに基づく検査、指導等を実施

下請かけこみ寺の相談対応

- ・企業間の下請取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。

下請適正取引等推進のためのガイドライン

- ・親事業者と下請事業者との間で、適正な下請取引が行われるよう、国が策定。
- ・望ましい取引事例（ベストプラクティス）や、下請代金法等で問題となり得る取引事例等が分かりやすく、具体的に記載している。

下請振興法の配慮要請

- ・下請振興法は、①下請取引の一般的な基準（振興基準）の周知や下請中小企業の経営基盤強化のために②取引あっせんを行うことにより、下請中小企業の振興を図るもの。
- ・毎年度、年末の繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の観点から、業界団体代表者に対して、振興基準の遵守について要請。

下請取引あっせん

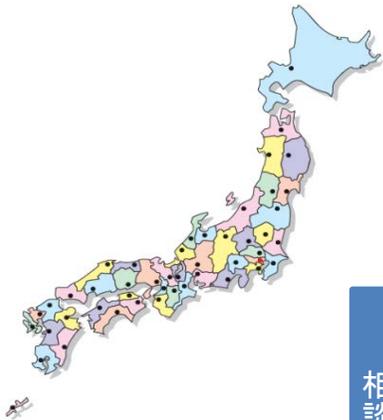
- ・取引あっせん等の事業を実施し、下請中小企業の新規取引先の開拓等を支援
- ・ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）のサイト運営や広域商談会の実施

特定下請連携事業計画

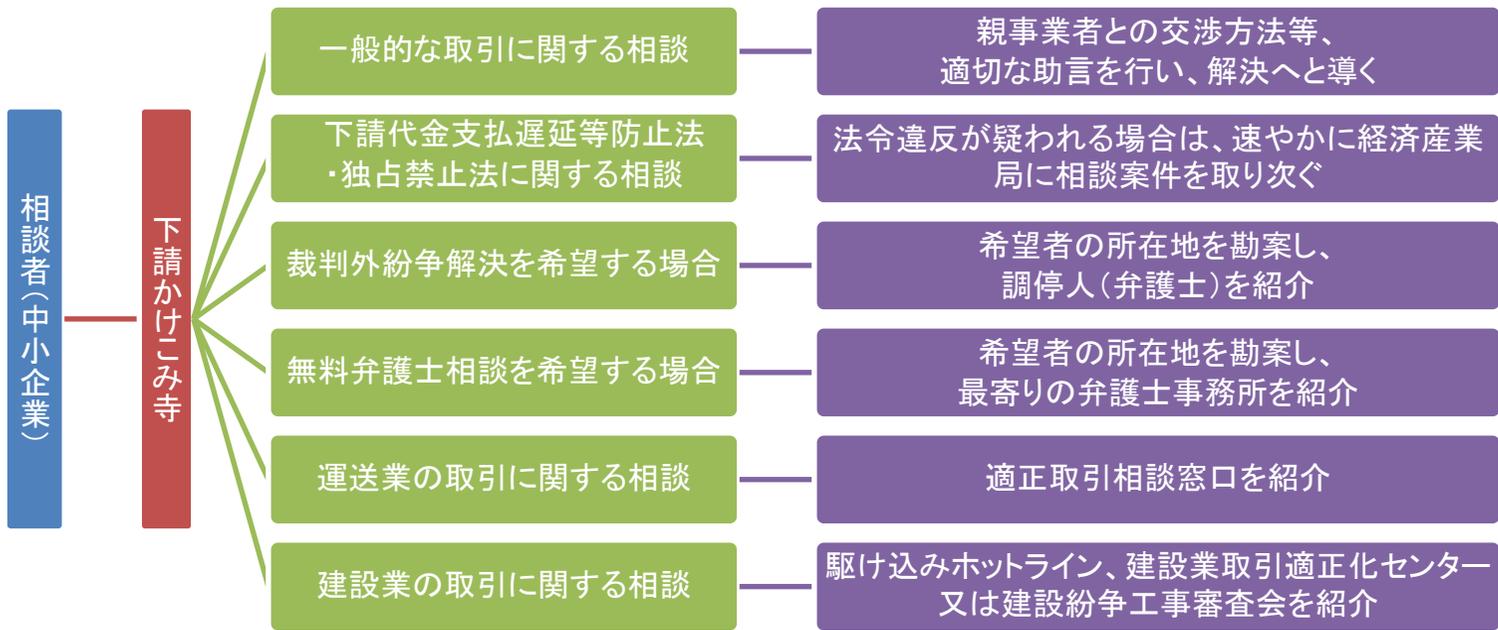
- ・2以上の下請事業者が、連携して新事業活動を行い、既存の親事業者以外の者との取引を開始・拡大し、既存親事業者への過度の依存状態の改善を図る計画について、国の認定を受けることにより、各種支援策の活用が可能

【参考】下請かけこみ寺（事業内容）

- 消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置している。



企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。
相談費用や調停費用は無料です。



【参考】下請かけこみ寺（相談業務）

● 相談員等による相談対応件数

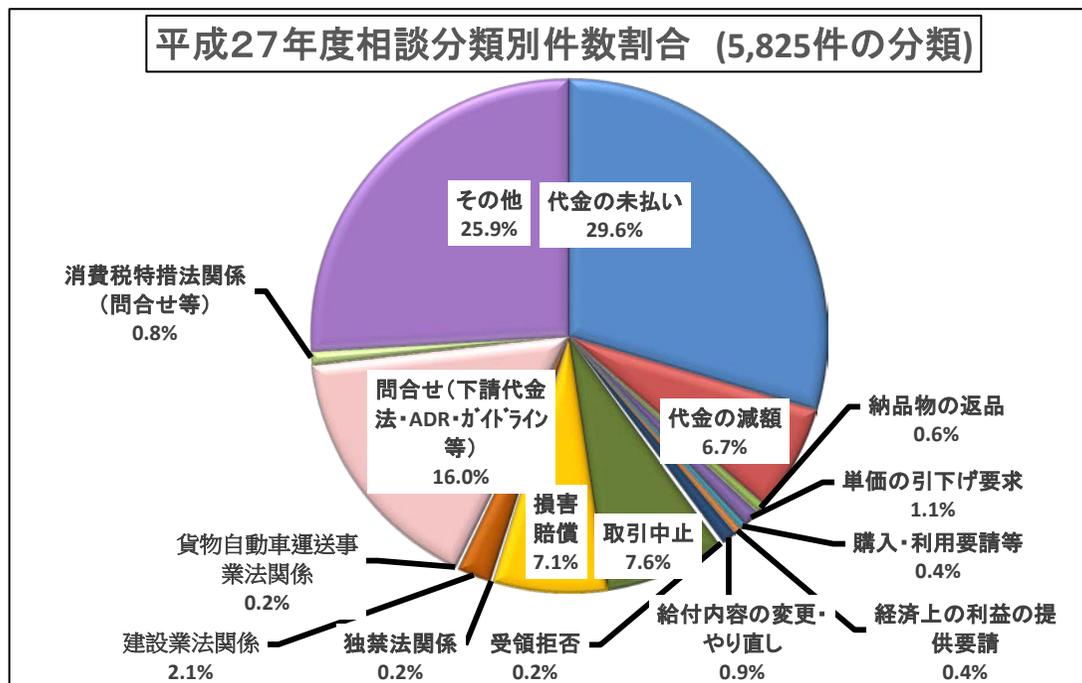
| | 下請代金法 関係 | 建設業関係 | 運送業関係 (代金法除く) | その他 | 消費税関係 | 合計 |
|--------|-------------|-------|------------------|-------|-------|-------|
| 平成23年度 | 925 | 1,021 | 148 | 2,085 | - | 4,179 |
| 平成24年度 | 885 | 1,293 | 175 | 2,578 | - | 4,931 |
| 平成25年度 | 858 | 1,075 | 153 | 2,896 | - | 4,982 |
| 平成26年度 | 898 | 1,170 | 159 | 3,149 | 97 | 5,473 |
| 平成27年度 | 678 | 1,295 | 175 | 3,613 | 64 | 5,825 |

※「その他」には、下請代金支払遅延等防止法が適用されない
中小企業同士のトラブルの他、法令等に関する一般的な質
問等も含まれる。

● 弁護士無料相談件数

相談者の所在地に最も近い弁護士
(全国に400名超の弁護士を登録)を紹介、
弁護士が踏み込んだ相談対応を実施。

平成23年度相談件数 : 610件
 平成24年度相談件数 : 751件
 平成25年度相談件数 : 711件
 平成26年度相談件数 : 681件
 平成27年度相談件数 : 743件



【参考】下請かけこみ寺（相談件数）

● 都道府県別相談件数（平成27年度実績）

| 都道府県 | 件数 |
|---------|-------|
| 本部（東京都） | 1,289 |
| 北海道 | 53 |
| 青森県 | 37 |
| 岩手県 | 2 |
| 宮城県 | 377 |
| 秋田県 | 20 |
| 山形県 | 23 |
| 福島県 | 35 |
| 茨城県 | 86 |
| 栃木県 | 46 |
| 群馬県 | 124 |
| 埼玉県 | 209 |
| 千葉県 | 341 |
| 東京都 | 401 |
| 神奈川県 | 286 |
| 新潟県 | 90 |
| 長野県 | 29 |
| 山梨県 | 80 |
| 静岡県 | 0 |
| 愛知県 | 400 |
| 岐阜県 | 60 |
| 三重県 | 35 |
| 富山県 | 37 |

| 都道府県 | 件数 |
|------|-----|
| 石川県 | 0 |
| 福井県 | 50 |
| 滋賀県 | 39 |
| 京都府 | 61 |
| 奈良県 | 2 |
| 大阪府 | 400 |
| 兵庫県 | 314 |
| 和歌山県 | 16 |
| 鳥取県 | 3 |
| 島根県 | 8 |
| 岡山県 | 88 |
| 広島県 | 98 |
| 山口県 | 27 |
| 徳島県 | 13 |
| 香川県 | 30 |
| 愛媛県 | 17 |
| 高知県 | 8 |
| 福岡県 | 284 |
| 佐賀県 | 13 |
| 長崎県 | 22 |
| 熊本県 | 60 |
| 大分県 | 55 |
| 宮崎県 | 11 |
| 鹿児島県 | 22 |
| 沖縄県 | 124 |

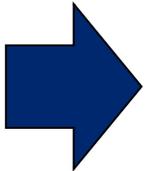
【参考】下請かけこみ寺活用事例

＜事例①＞ 無料相談活用事例（歩引き）

【相談内容】

A社は、B社から繊維製品の加工を受託した。B社から「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を差し引いて払うという通知が届き、一方的に承諾を求められ困っている。

【助言と解決例】



取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」（親事業者が、下請事業者に責任がないのに、定められた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、歩引き等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても本法違反となる）のおそれがあることを踏まえ、B社と話し合っはどうかと助言した。

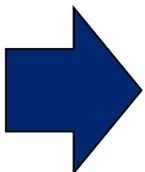
A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、歩引きの要請は撤回され、現在も取引が継続している。

＜事例②＞ ADR活用事例（代金未払い）

【相談内容】

A社は、B社から部品加工を請け負ったが、発注指示内容が明確でなかったため加工費用が30万円になった。B社にかかった費用を請求したが払ってもらえない。

【助言と解決例】



A社の申立に対してB社は、B社の指示通りに作業しなかったため高くなったと主張した。加工に要した費用の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い、2ヶ月の調停を経て、B社が解決金として20万円を支払うことで和解が成立した。

2. 未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」 (平成28年9月15日発表)

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないように、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律〇%減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用 (横軸)

| 事項 | 具体的な政策 |
|--|--|
| 下請代金法の運用強化 (運用基準改正) | 違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。【不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案】 |
| 適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) *下請中小企業振興法 | 望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等)【年内改正】 |
| 下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し) | 下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方向的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等)【年内見直し、約50年ぶり】 |
| 下請代金法の調査・検査 の重点化 | 原価低減・金型・手形等に重点をおいて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。 【年度内に実施】 |

業種別の自主行動計画の策定等 (縦軸)

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。【年度内に策定】
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。【年度内に改訂】

3. 今後の取組の方向性

- 今後、基準や通達の改正、自主行動計画に基づく取組の浸透状況を確認していく。

| 項目 | 今後の対応 |
|---|--|
| (1) 下請代金法の重点的な執行 | ✓ 基準改正を踏まえて <u>重点的に執行</u> （年間20万件以上の書面調査、約1,000件の立入検査）。 |
| (2) <u>継続的・定点的</u> な調査 *平成3年から継続的に、振興基準に基づく取組に関するアンケート調査（約2万社対象）を実施。 | ✓ <u>現金払い比率、手形サイト</u> 等について、対策前と比較して <u>改善状況を確認</u> 。 ✓ また、 <u>労務費上昇分の考慮、型保管費用の負担</u> など、新規項目も <u>調査対象に追加</u> 。 |
| (3) <u>下請Gメンの配置</u> | ✓ <u>全国に80名の取引調査員（下請Gメン）を配置</u> 。 ✓ <u>年間2,000件以上の下請企業ヒアリング</u> を実施することを目指す。 |
| (4) 行動計画への <u>フィードバック</u> | ✓ ヒアリング等で <u>問題事案を把握した場合</u> には、 <u>必要に応じ個社又は業界団体にフィードバック</u> し、自主行動計画の <u>実行の徹底、改訂などを要請</u> 。 |
| (5) <u>業界側</u> のフォローアップ（業界サイド） | ✓ <u>各団体の会員企業に対するアンケート調査等</u> で定期的にフォローアップし、PDCAサイクルを回す。 |
| (6) 下請ガイドラインのフォローアップ研究会 *自動車取引適正研究会など | ✓ 定期的に、下請ガイドラインの浸透や自主行動計画に基づく取組を検証。 |

4. 支援機関に期待する役割① 地域への広報、発信

- 三次、四次などの下請中小・小規模事業者などへの浸透に当たっては、地域の支援機関との連携が不可欠。

<事例1. 平成28年度価格交渉サポートセミナー>

1. 主催：全国中小企業取引振興協会
2. 157回開催 延べ5,119人参加
うち地域の支援機関と連携しての開催105回

中小企業庁・公正取引委員会からのお知らせ

**型を無償で保管・管理
させていませんか？**



※ここでは、金型、木型、その他の型を例としています。

⚠️ 法令違反となる可能性があります！
 置産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。

↓

こんな取引を目指しませんか？

- 金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- 親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

(本件に関する問い合わせ先) 中小企業庁 下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618

<事例2. 啓発ポスター>

6万枚を作成し、全国の支援機関に配布

下町ロケット

車役 神谷修一 役 渡士 役

**その品質に、
適正な対価を。**

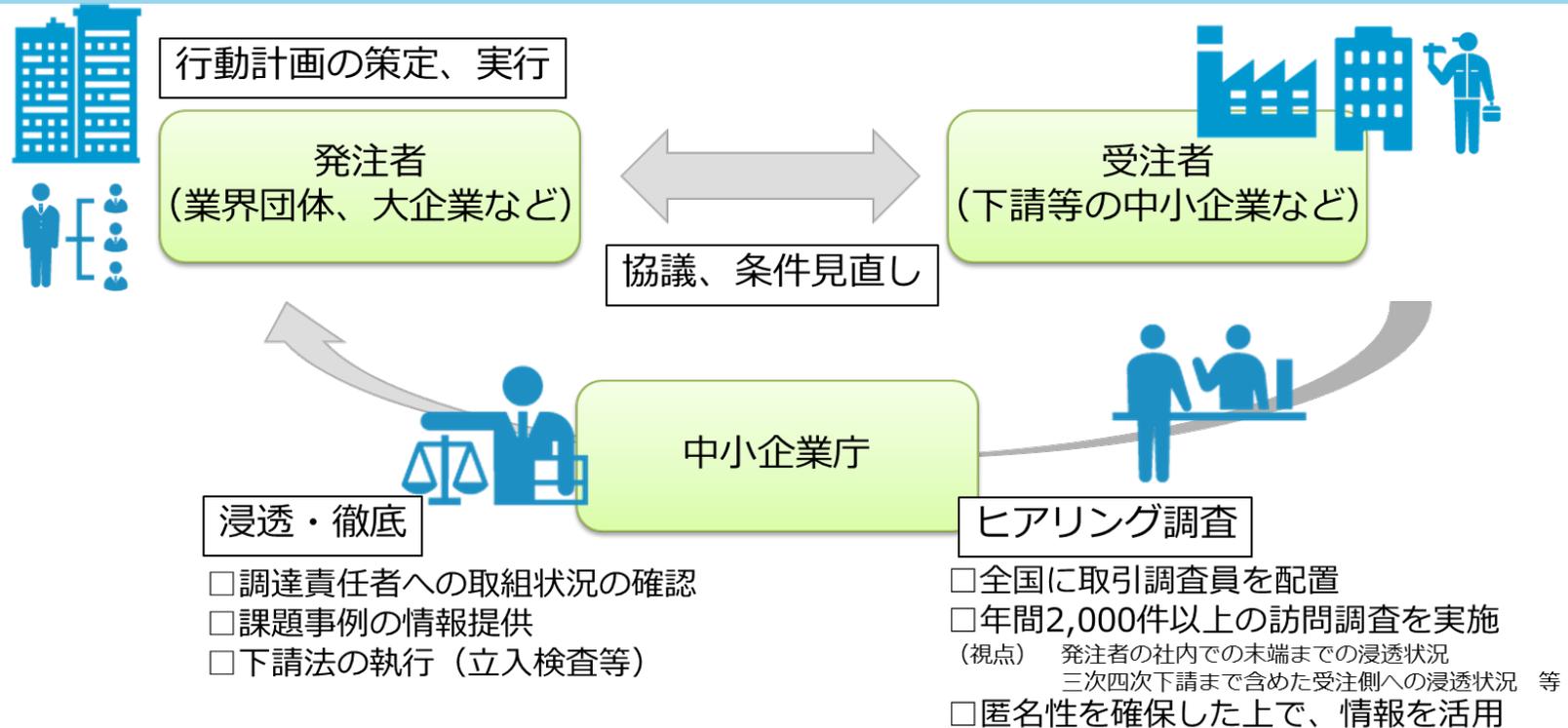
「下町ロケット」は、日本の中小企業にどんな夢を見せたのだろう。
 中小企業の情熱は、日本の威力だと思ふ。
 中小企業の勇気は、日本の未来だと思ふ。
 その品質をプライドに、大企業と選り分けていく。
 質の高い仕事には適正な対価を。
 私たちは中小企業を全力でサポートします。

経済産業省 中小企業庁

下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 ☎ 0120-300-217 下請かけこみ寺 ☎ 0120-735-888 価格交渉力 ☎ 0120-735-888

4. 支援機関に期待する役割② 課題の把握、現場での相談対応

- 中小企業庁では、全国に下請Gメンを配置し、年間2,000件以上の下請企業のヒアリングを実施していく。きめ細かな実態把握のため、地域の支援機関には、候補企業の情報提供や共同実施など、積極的な連携を期待。



<事例3. 下請企業ヒアリングでの連携>

28年のヒアリングでは、県や市区の中小企業支援センターと連携し、当該地域の下請事業者のヒアリングも実施。ただし、三次四次下請等の立場の弱い中小企業は十分に補足しきれていない場合もあり。また、取引上の問題は相談しづらい案件であり、相談を待つことなく、能動的な働きかけが重要。